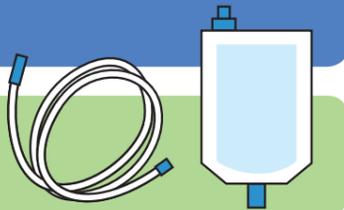


じょうほう 情報コーナー

ざいたくいりょうはいきぶつ 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴って発生する医療系廃棄物(チューブ類、点滴バッグ等)を燃やすごみの集積場所に排出する場合は、事前に届出が必要です。届出をせずに排出された医療系廃棄物は回収しませんので、必ず届出をお願いします。なお、針類(注射器用、点滴用等)につきましては、市では回収しません。処方された医療機関等へお返しく下さい。適切な排出・処理にご協力をお願いします。

事前に
届出



対象外



お問い合わせ クリーンセンター管理課 ☎055-933-0711

こうらいしゃしょう 高齢者・障がい者世帯粗大ごみ収集

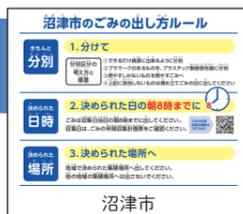
- 対象世帯** 高齢者(70歳以上)のみの世帯。
家事援助を受けている障がい者のみの世帯。
- 申し込み** 本人による電話での事前の申し込みが必要です。※年末年始、日曜日を除く。
- 収集日** 年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午後。
- 対象品目**
 - 大型家具等が対象になります。
 - 家電リサイクル法に定められている「エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機」等、市で処理できないものは収集しません。
 - 事業活動(過去も含む)によるものは、収集しません。
- 料金** 無料
- 受付条件**
 - 申し込み1回につき5点以内。
 - 収集日当日は、本人の立ち会いが必要です。
 - 原則、玄関先まで出してください。
 - 本人不在や排出物が屋内から出せない場合などは、収集をお断りする場合があります。
 - 再度申し込みする場合は、前回の収集日から3ヶ月以上経過していることが必要です。

お申し込み・お問い合わせ クリーンセンター収集課 ☎055-933-0768

じちかい 自治会への看板作成支援

集積場所を管理する自治会へ排出方法を周知する看板を作成しております。

お問い合わせ クリーンセンター管理課 ☎055-933-0711



すまいるしょっぷ (ごみ減量・資源化推進協力事業所)



市では、簡易包装の推進、買物袋の推奨、食品ロスの削減、資源物の店頭回収等、積極的にごみの減量・リサイクル推進に取り組んでいる販売店・飲食店・宿泊施設を「すまいるしょっぷ」(沼津市ごみ減量・資源化推進協力事業所)として認定しています。

市民の皆様には「すまいるしょっぷ」の取り組みにご理解いただき、お買い物・外食・宿泊はぜひ「すまいるしょっぷ」を活用し、環境にやさしいライフスタイルを心掛けていきましょう。

※認定事業所の紹介は沼津市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜」をご覧ください。

お問い合わせ クリーンセンター管理課 ☎055-933-0711

しやうずてんあぶら 使用済み天ぷら油のリサイクル

ごみの減量と資源の有効利用を目的として、使用済み天ぷら油を回収し、再資源化業者によりインク原料等として資源化しています。

回収する油は、家庭から出た食用の植物系油で、使用済みのものや、賞味・消費期限が切れたものなどが対象。“天かす”等固形物は取り除き、ペットボトルやプラスチックボトル等の密閉容器に入れてお持ちください。

回収する油	植物系油で液状のもの 例:なたね油、コーン油、ごま油、紅花油、大豆油、ひまわり油
回収しない油	バター・ラード等動物系油、ヤシ油、カカオ油、灯油・機械油・エンジンオイル等食用以外の油、薬品で固めた油

回収場所 第一地区センター・金岡地区センター・大平地区センター、またはガソリンスタンドなど(くわしくは、沼津市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜」でご確認ください。)

お問い合わせ クリーンセンター管理課 ☎055-933-0711

にわかきとうせんていし 庭木等の剪定枝のリサイクル

庭木等を剪定した際に出る細い枝葉については、長さ50センチ程度に切り、束ねて燃やすごみとして排出することができますが、ごみの減量と資源の有効利用を目的として、破碎しチップ化することで、下草抑えや堆肥にリサイクルする事業を実施しています。



- 申し込みは、原則自治会単位となります。
- 剪定枝を一か所に集積していただき、専用の車両が現地で破碎・チップ化の処理を行います。
- 剪定枝破碎後のチップは、現地での使用を基本としています。立木や花壇の下草抑え等としてご活用ください。

お問い合わせ クリーンセンター管理課 ☎055-933-0711